

請願
第4号

国に対して「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願書

一採 択一

提出者 川越市松江町2-12-9 川越学童保育の会 会長 菊池 毅

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

下記の意見書を、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、ほか関係機関宛てに送付しました。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされている。これらの職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、検討している。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。そもそも

放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はまだまだ不十分な状態である。

よって、国においては、左記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1. 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
2. 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善のさらなる対策を推進すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

川越市議会



議場コンサート



1月29日、今定例会の開会日に議場コンサートを開催しました。

今回は、平成28年度川越市人材発掘公開オーディションで選ばれた団体の一つである「小江戸プラスファイブ」により、「通りゃんせ」ほか3曲の演奏が行われました。



今定例会の傍聴人数

傍聴券 No.

平成30年川越市議会第5回定例会
合計84名の方が傍聴されました。

開会日	8名
議案質疑①	5名
議案質疑②	1名
一般質問①	16名
一般質問②	19名
一般質問③	6名
一般質問④	16名
最終日	13名
川越市議会	

次回もお待ちしております



発行 川越市議会
編集 川越市議会広報紙
編集委員会
電話 049-224-6067

(小高 浩行)
寒さ厳しく空気が乾燥しています。インフルエンザにご注意ください。
第5回定例会は、追加議案を含めて42件が議決され、うち1件は議員提案で市議会会議規則を一部改正し、「議員倫理条例策定会議」を設置するものです。また、「川越市議会のハラスメント根絶に関する決議」をはじめ5件を決議しました。
2件の市政報告があり、さらに川越地区消防組合のあり方、川越駅周辺対策および防災・減災対策の3特別委員会が調査終了しました。これからも読みやすい紙面を目指して編集してまいります。

編集後記